

企業向け農業参入ガイド

農業の担い手の減少や高齢化が進む中、農業・農村が持続的に発展していくためには、民間企業の農業参入などにより多様な担い手を確保していくことが重要と考えています。

このため、近畿農政局においては、農業参入に関心がある企業の皆さまからの問い合わせ窓口を設置しました。

お気軽にお問合せ・ご相談ください。

《問合せ窓口》

近畿農政局経営・事業支援部担い手育成課

電話：075-414-9017

農林水産省
近畿農政局

企業の農業参入について（形態区分）

どのような形態（パターン）で農業に参入するか検討していますか。

- ① 農産物を生産するのか。
- ② 農地を利用するのか。
- ③ 農地を所有するか、借入するのか

農業参入を希望する企業

①農産物を生産するか

生産する

生産しない

②農地を利用するか

利用する

利用しない

③農地を所有するか、借入するか

所有

借入

パターン1※

農地所有適格法人の要件を満たし農業を行う
（新設も含む）

企業が農地所有者適格法人の要件を満たす法人を設立したり、既存の法人に出資して構成員として農業経営に参画するなどの形態です。
農業が売上の過半を占める等の要件があります。

パターン2

農地を借り入れて農業を行う
（解除条件付きの賃借権の設定）

企業が農地を借りて、自ら農作物の生産を行う形態です。
貸契約において農地を適切に利用していない場合の解除条件を付すことなどの要件があります。

パターン3

農地を使わないで農業を行う

農地以外の土地を利用して企業が生産施設（植物工場等）を建設し農業生産を行う形態です。

パターン3

農家の農作業を請け負う

農作業を請け負い、作業料金を得る形態です。

農地所有適格法人として農業参入する場合（パターン1）

「農地所有適格法人」とは、農地法に規定する次の4つの要件を全て満たした法人です。

1. 法人形態要件	株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社						
2. 事業要件	主たる事業が農業（自ら生産した農産物の加工・販売等の関連事業※を含む。）〔売上高が過半〕 〔関連事業〕 ・ 農畜産物の製造・加工 ・ 農畜産物の貯蔵、運搬、販売 ・ 農業生産に必要な資材の製造 ・ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置・運営等（例えば、農家民宿）等						
3. 議決権要件	<table border="1"> <tr> <td>農業関係者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の行う農業に常時従事する個人 ・ 農地の権利を提供した個人 ・ 農地中間管理機構を通じて法人に農地を貸し付けている個人 ・ 基幹的な農作業を委託している個人 ・ 地方公共団体、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会 </td> <td>総議決権の過半</td> </tr> <tr> <td>農業関係者以外</td> <td>(制限なし)</td> <td>総議決権の2分の1未満</td> </tr> </table>	農業関係者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の行う農業に常時従事する個人 ・ 農地の権利を提供した個人 ・ 農地中間管理機構を通じて法人に農地を貸し付けている個人 ・ 基幹的な農作業を委託している個人 ・ 地方公共団体、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会 	総議決権の過半	農業関係者以外	(制限なし)	総議決権の2分の1未満
農業関係者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の行う農業に常時従事する個人 ・ 農地の権利を提供した個人 ・ 農地中間管理機構を通じて法人に農地を貸し付けている個人 ・ 基幹的な農作業を委託している個人 ・ 地方公共団体、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会 	総議決権の過半					
農業関係者以外	(制限なし)	総議決権の2分の1未満					
4. 役員要件	① 役員の過半が、法人の行う農業に常時従事する構成員（原則年間150日以上）であること ② 役員又は重要な使用人の1人以上が、法人の行う農業に必要な農作業に従事（原則年間60日以上）すること						

農地を所有又は借入れて農業参入する基本的要件（パターン1・2）

農地を所有又は借入れて農業参入するには、次の要件を満たし、農業委員会等の許可が必要です。

基本的な要件（個人と共通）

- 1. 農地のすべてを効率的に利用**
機械や労働力等を適切に利用するための営農計画を持っていること
- 2. 周辺の農地利用に支障がない**
水利調整に参加しない、有機農業の取組が行われている地域で化学的に合成された肥料及び農薬を使用するなどの行為をしないこと

※ 個人の場合は、上記1・2に加えて、必要な農作業に常時従事することが必要

農地を
所有したい

農地を
借りたい

農地所有適格法人（農地を所有できる法人）

- 1. 法人形態** 株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、持分会社
- 2. 事業内容** 主たる事業が農業（自ら生産した農産物の加工・販売等の関連事業を含む。）〔売上高の過半〕
- 3. 議決権** 農業関係者が株主総会における総議決権の過半を占めること（会社法第108条第1項第8号の種類株式を発行している場合は、当該株式の種類株主総会においても、農業関係者が総議決権の過半を占めること）
- 4. 役員**
 - ・ 役員の過半が農業に常時従事する構成員であること
 - ・ 役員又は重要な使用人が1人以上農作業に従事すること

農地所有適格法人は農地を借りることも可能

一般法人（貸借であれば、全国どこでも可能）

貸借であれば、農地所有適格法人の要件を満たすことは不要

- 1. 貸借契約に解除条件が付されていること**
解除条件の内容：農地を適切に利用しない場合に契約を解除すること
- 2. 地域における適切な役割分担のもとに農業を行うこと**
役割分担の内容：集落での話し合いへの参加、農道や水路の維持活動への参画など
- 3. 業務執行役員又は重要な使用人が1人以上耕作の事業に常時従事すること**
耕作の事業の内容：農作業に限らず、マーケティング等経営や企画に関するものであっても可

企業が農業参入（営農開始）するまでの手順（イメージ）

①事業構想の作成

＜＜農業参入のリスクの把握＞＞

農業は天候により農産物の収穫や品質が左右され、市場価格の下落や気象災害等の被害により、投資した資金の回収ができないリスクが想定されますので、留意が必要です。

＜＜農業への参入プランの明確化＞＞

「農業」といっても様々な分野があります。米、野菜、果樹、花きなどの中から市場性がある農産物を選定することが重要です。

農産物の生産においては、品目によって適した気象条件や土壌条件があるため、作りたい品目に合う候補地（農地）を選定することが重要です。

また、周辺的环境への影響が大きく、参入地域が限定される品目もありますので、候補地（農地）の選定に当たっては留意が必要です。

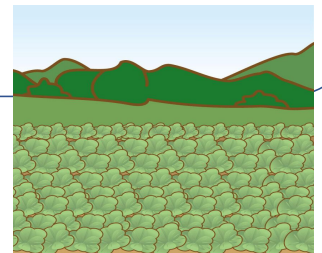
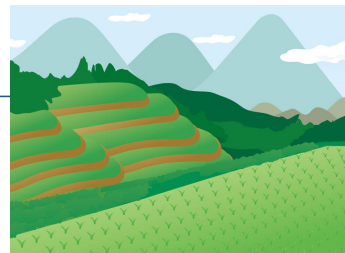
②参入地の選定

＜＜参入する地域の選定＞＞

参入プランを実践するためには、生産する品目等に適した農地の確保が必要です。生産しようとしている品目に適した気象条件・土壌条件や出荷・販売のための利便性などについて検討を行い、参入する地域の選定を行ってください。

＜＜参入する農地の選定＞＞

参入予定地域における参入可能農地の有無について確認するため、まずは参入を希望している市町村の農業委員会へ相談してください。



③参入地の決定（地元の合意）

＜＜農業や農村地域の理解＞＞

農地は、農家にとって職場であるとともに、先祖から受け継いだ大切な資産です。住居と農地（＝職場）が近接する農村地域では、見知らぬ企業が参入するということに対して、農業生産や暮らしの両面から大きな不安を抱く住民も少なくなく、参入の際には地域社会との調和が不可欠です。

参入に当たっては、地域社会の一員となる気持ちを持ち、参入目的を説明するなどして、地域農家や関係機関から信頼を得られるようにすることが重要です。

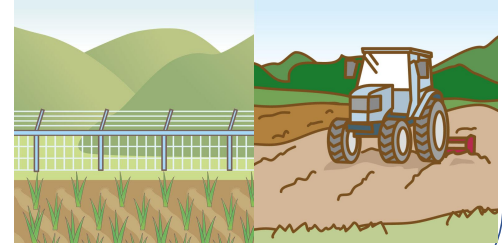


④ 営農計画の作成

≪具体的な経営計画の検討・作成≫

参入する地域や農地がおおよそ決定したら、設定した売上目標について具体的な経営計画の検討・作成を行いましょう。参入後の経営を安定させるためには、次の項目について、できる限り正確な情報を集め、経営計画を立てることが重要です。

- ・ 品目（作型・品種）ごとの生産規模（面積・生産量）
- ・ 生産物の販売計画（標準的な収穫量、販売単価、市場平均価格等）
- ・ 生産コスト（例）物財費：種苗費、肥料費、農薬費、農機具費など
諸経費：土地改良費、支払地代（賃借料）など
- ・ 労働時間（月別、旬別の労働時間配分）
- ・ 機械・施設等の利用計画
- ・ 資金計画



⑤ 農地の利用権取得

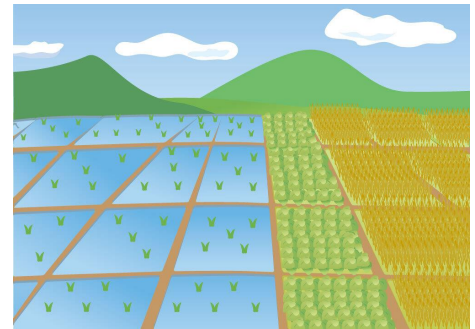
≪農地の権利移動≫

農地の売買や貸借では、農地所有者と耕作者との間の契約だけではその効力を生じません。農地所有者と耕作者との間の契約に加え、農地法、又は農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく許可等を得る必要があります。

≪農地に関する法律や制度の理解≫

農地に関する関係法令として、農地法や農業経営基盤強化促進法等があります。企業が農業に参入する際、農地を利用した農業経営をする場合には、農地法、農業経営基盤強化促進法又は農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく許可等が必要になります。

⑥ 営農開始



⑦ 農地の利用状況の報告

≪農業委員会への定期報告≫

毎年、事業の状況等をその農地等の所在地を管轄する農業委員会（該当する農業委員会が複数ある場合は、その複数の農業委員会）に、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に報告書を提出する必要があります。

（農地法第6条第1項及び第6条の2）

なお、定期報告を行わない場合あるいは虚偽の報告を行った場合は30万円以下の過料が科せられます。

（農地法第68条）

農業技術の習得と人材の育成

企業の持つノウハウや資金力などは、農業参入においては大きなメリットとなりますが、農業経営の成否は農産物の安定生産にかかっており、安定生産のためには農業技術の習得が欠かせません。

農業技術の習得は一朝一夕にはいきませんので、参入プランに明確に位置付けることが必要です。

企業の農業参入においては

- ① 社員から技術者を育成する
- ② 技術を持つ農業者から指導を受ける
- ③ 外部から技術者を雇用する

などの方法が考えられます。

また、府県の機関として、農業技術、農業経営、担い手育成等を支援するために農業普及指導センターが設置されています。

普及指導センターには農業の専門ごとの知識をもった農業普及指導員が所属し、農業生産・管理技術の普及指導等、地域農業のサポーターとして活動していますので、相談が可能です。

※ (一社) 全国農業改良普及支援協会のホームページから各府県の普及指導センターの連絡先が検索できます。
<https://www.jadea.org/link/center.html>

補助金等の支援

農業に参入する上で必要となる資金について、支援する事業や制度を活用できる場合があります。

農林水産省ホームページに掲載の「農業経営支援策活用カタログ2026」(https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_pamph/180529.html) や逆引き事典などをご参照ください。

逆引き事典 <https://www.gyakubiki.maff.go.jp/appmaff/input/>

- ・ 農林水産省の施策のうち、補助金、融資、出資、税制及び優良事例を分かりやすくスピーディーに検索できます。

▼農林水産省WEBサイトトップページ

▼逆引き事典のページ

農林水産省

逆引き事典

農業編 補助金 融資 出資 税制 優良事例

何をお探ですか

補助事業を調べたい 資金を借りたい 資本を充実させたい 税制の特例を知りたい 事例を探したい

会見・報道・広報 政策情報

逆引き事典から探す 組織別から探す

企業等の一般法人に対する農業参入相談窓口

企業やNPO法人など一般法人の農業参入について、各府県等において以下のとおり相談窓口（主に農地制度に関する）を設置しておりますので、農業への参入を検討されている法人におかれましては、お気軽にご相談ください。

【滋賀県】

滋賀県農政水産部農政課

- ・電話番号 077-528-3815
- ・農地制度に関する一般的なご照会・ご相談に対応しています。

【京都府】

農林水産部経営支援・担い手育成課

- ・電話番号 075-414-4902
- ・農地制度に関する一般的なご照会・ご相談に対応しています。

【大阪府】

大阪府就農相談窓口

- ・電話番号 06-6210-9596
- ・一般法人向けのホームページ <http://www.pref.osaka.lg.jp/nosei/soudan/index.html>
- ・大阪府では、企業や都市住民の新規参入をワンストップで支援する「大阪府就農相談窓口」を設置し、2名の専任職員を配置しています。
- ・農地の確保や事後指導等については、市町村（農業委員会含む）、大阪府みどり公社、各J A及び府内4カ所の農と緑の総合事務所が連携して行っています

【兵庫県】

兵庫県農林水産部農業経営課

- ・電話番号 078-362-4035
- ・一般法人向けのホームページ <http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk04/kigyounougyou.html>
- ・兵庫県では、企業等を多様な担い手として位置付け、ひょうご就農支援センターとともに、参入を検討している企業に対する相談対応、参入に向けた手順書作成、セミナー開催などの支援を行っています。・県事業「企業の農業参入推進事業」により、参入初期の企業や地域等と連携活動を行う企業に対して支援を行っています。

【兵庫県】

ひょうご就農支援センター

- ・電話番号 078-391-1222
- ・一般法人向けのホームページ <http://www.hyogo-shunou.jp/>
- ・ひょうご就農支援センターでは、企業相談専門員を設置しており、企業等からの農業参入に向けた相談に応じて、情報提供や研修機関の紹介を始め、経営確立まで、市町や普及センターなどの関係機関と連携して段階的に支援しています。

【奈良県】

奈良県食農部
担い手・農地マネジメント課

- ・電話番号 0742-27-7617
- ・奈良県では担い手・農地マネジメント課に「農業担い手ワンストップ総合窓口」を、県内4カ所の農林（農業）振興事務所に「農業担い手ワンストップ窓口」を設け、新規就農等の相談に一元的に対応し、より多くの希望者が就農出来るよう支援しています。企業参入についても同窓口にてご照会・ご相談に対応します。

【和歌山県】

和歌山県農林水産部
農業生産局経営支援課

- ・電話番号 073-441-2890
- ・一般法人向けのホームページ <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070900/sannyuu/index.html>
- ・和歌山県では、一般法人を遊休農地等の農地の受け手の一つとし、農業参入に関心のある企業等からのご相談に対応しています。

企業の皆さま

農業に参入しませんか

食品関連企業だけでなく、自動車、建設、電気関連など幅広い業種から農業に参入されています。



農業参入に関心がある企業の皆さま、お気軽にご相談ください

《相談窓口》

近畿農政局では、農業参入を検討している企業の皆さまからご質問を受け付ける相談窓口を設置しています。

